

マイナンバーカードによる オンライン資格確認の導入について

令和5年9月1日開始

当院では、マイナンバーカードを受付窓口に設置している顔認証付きカードリーダーを通して健康保険証として利用できるようになりました（**自立支援や公費負担受給者証は必ず原本をご提示ください**）。マイナンバーをお持ちでない方は、従来通り健康保険証で受診が可能です。

マイナンバーカードの保険証の利用を通じて薬剤情報等の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めてまいります。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

なお、厚生労働省の定めに基づき「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を初診時に算定いたします。

マイナ保険証を持参しなかった場合（初診時）	4点
マイナ保険証を用いた診療情報等の取得に同意しなかった場合（初診時）	4点
患者様が同意の上、マイナ保険証で薬剤情報等を取得し診療を行った場合（初診時）	2点
他の保険医療機関から診療情報の提供を受けた場合（初診時）	2点

令和5年8月25日

医療法人耕仁会札幌太田病院 病院長